

## (1) 広く市民を対象とする取組

### ①うつ病やストレスへの対処法、自殺問題についての理解の促進を図ります

本市のアンケート調査において、悩みやストレスを感じたときに、男性3人に1人、女性6人に1人が「相談しない」と回答しており、その理由として「相談しても、解決できないと思うから」と考える人が7割になります。また、うつ病の初期症状があった場合にも、「医療機関を受診しない」と回答した人が2.5割程度あり、その理由として「治療しなくても、ほとんど自然に治る」と考える人が、最も多い状況になっています。うつ病については、有効な治療法が確立しているにもかかわらず、正しい知識の普及が十分になされていません。また、国等の研究によれば、自殺を図った人の直前のこころの健康状態をみると、大多数がうつ病等の精神疾患に罹患しているとされています。

市民一人ひとりがこころの健康や自殺問題についての認識を深めるとともに、こころの健康に不調があったときに、適切に対応できるよう、うつ病等の精神疾患や自殺問題に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

### ②職場でのメンタルヘルス対策を推進します

働き盛り世代を対象としたメンタルヘルス対策として、事業所の労働者や労務担当者等を対象とした研修会や相談会を開催します。また、研修会等に参加できない事業所等に対して、メンタルヘルス対策に関する啓発冊子やホームページ等の活用により、情報発信し、正しい知識の普及を図ります。合わせて、堺地域産業保健センター等の労働者のための相談窓口についても、一層の周知及び利用促進を図るとともに、市においても働く人の利便性に考慮した多様な相談窓口の拡充に取り組みます。また、職場でのストレス要因となるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の労働問題について、労働相談等において対応を図ります。

### ③学校でのいのちの教育、いじめの未然防止の取組を推進します

全国では、児童生徒が自ら命を絶ち、その背景にいじめのある事案が依然として発生しています。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

すべての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応することが求められています。子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような、相談体制の構築も必要です。また、学校での自殺や自殺未遂が発生した場合の、周りの児童生徒やその遺族等の心理的ケアに取り組む必要があります。

自殺防止の観点からも、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた対策に取り組むとともに、いのちの大切さや豊かな人権感覚の育成を、道徳教育をはじめ、あらゆる教育活動を通じて推進します。

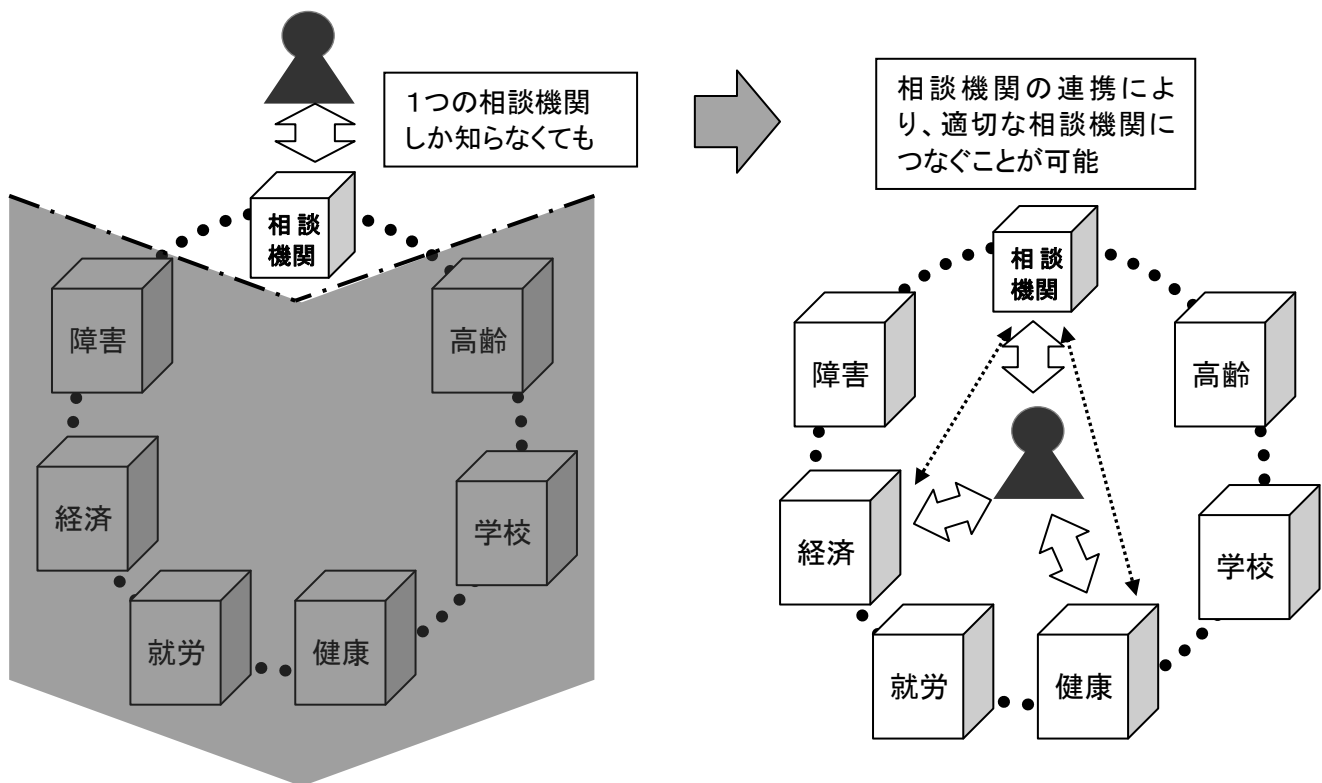
## (2) 強いストレスや悩みを抱えている人を対象とする取組

### ④ 悩みを抱えた人が、どの窓口にも相談しても適切な支援につながる仕組みを作ります

NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンクが平成 19 年に実施した「自殺実態 1000 人調査」によると、自殺に至る危機要因は、一人あたり平均 4 つあるとしています。健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校問題など様々な悩みの要因について、適切な相談機関につながり解決が図れるよう、相談機関の連携・ネットワークが重要です。悩みを抱えた人が、たとえ 1 つの相談機関しか知らなくても、そこから適切な相談機関につながる仕組みが必要です。

また、「救急病院における自殺未遂者対応状況調査」の結果によると、精神科医療機関や相談機関との連携について、ほとんどの救急病院が必要性を感じていますが、具体的に連携をとっているケースは非常に少なくなっています。

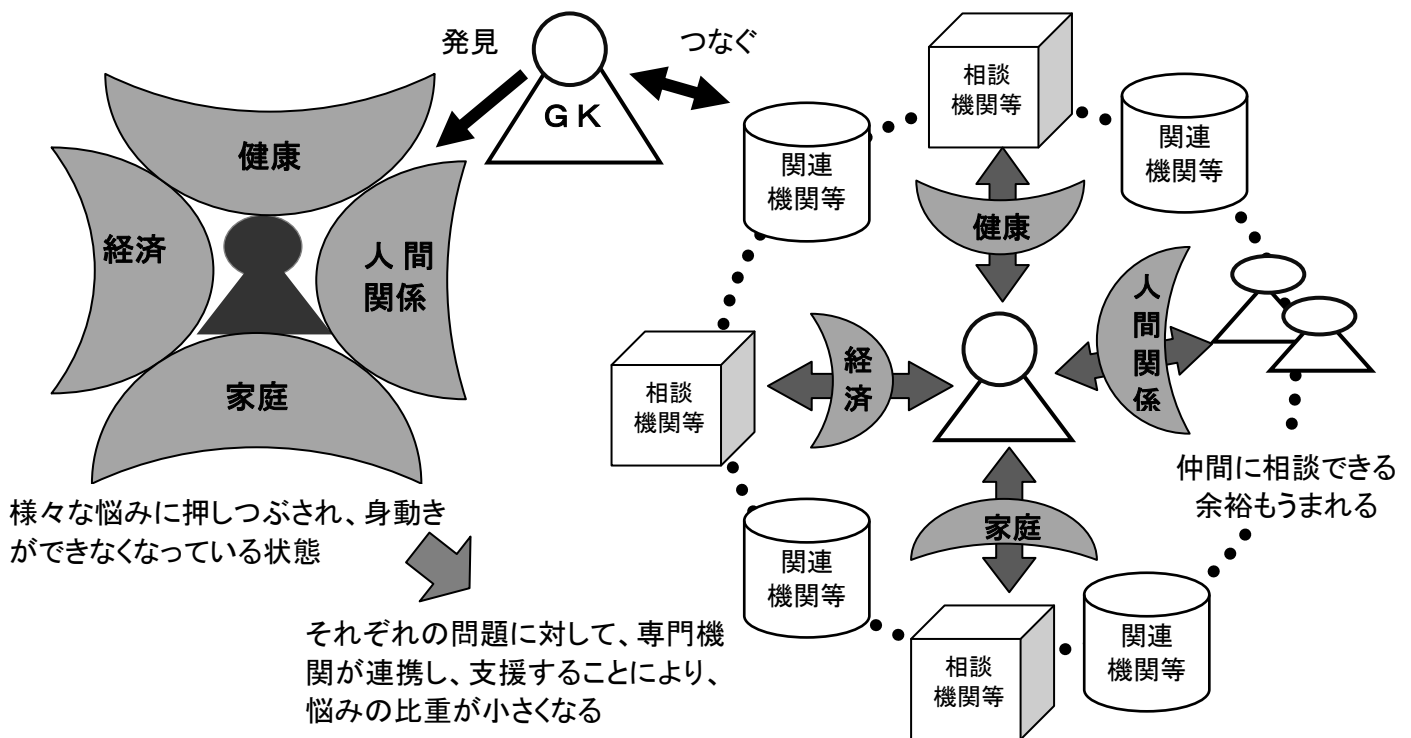
悩みを抱えた人が、適切な相談機関につながり支援を受けられるよう、支援の仕組みを作ることによりネットワークの強化を図ります。



## ⑤ゲートキーパー（GK）の養成を強化します

ゲートキーパーとは、自殺対策について理解したうえで、自分の周りに悩みを抱えていたり、体調の悪い様子の方がいることに気づいたら、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげることができる人です。悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」「どこに相談に行ったらよいかわからない」「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。そういった悩みを抱えた人が適切な支援を受けられるよう、様々な分野でのゲートキーパーの養成を推進します。

ゲートキーパーの養成にあたっては、相談窓口職員、医療従事者等の専門分野の支援者に対しては自殺予防の対応力の向上を図るとともに、薬局、消防局（救急隊）、民生委員・児童委員等を対象とした地域での早期発見・早期対応を図るための人材養成を強化します。

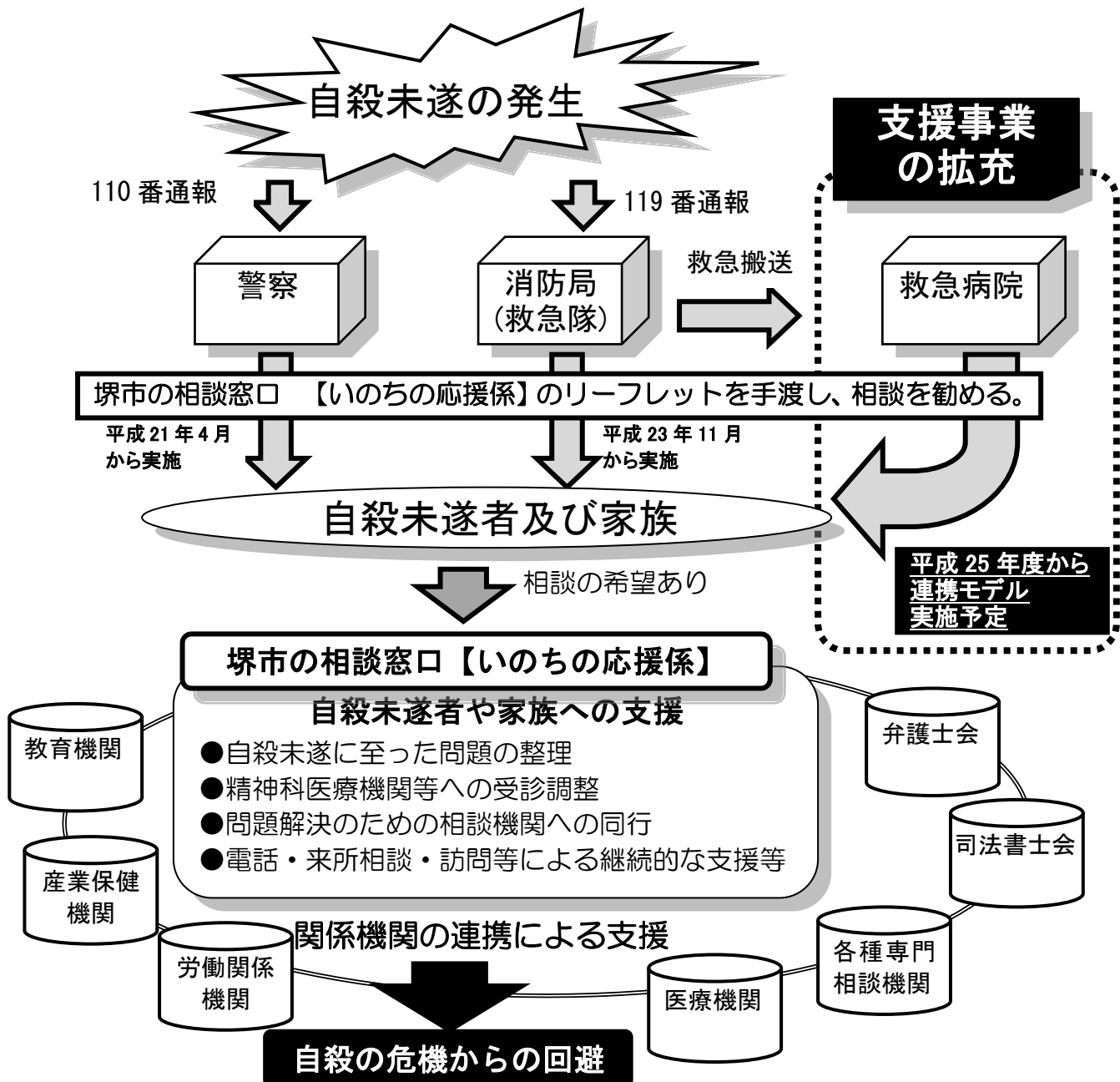


### (3) 自殺未遂者を対象とする取組

#### ⑥自殺未遂者への支援事業の拡充に取り組みます

本市では、平成 21 年 4 月より、全国に先駆けて市内警察署との連携による自殺未遂者への相談支援を開始しました。また、平成 23 年 11 月には、連携先を消防局（救急隊）にも広げ事業の拡充を行いました。しかし、自殺未遂者数は自殺者数の 10 倍以上とも言われており、まだまだ支援に適切につながっていない状況にあると考えられます。また、自殺未遂者は再度の自殺を試みることもあり、場合によっては既遂に至る恐れもあるなど、ハイリスク者であると考えられます。

自殺未遂者への支援を充実することは将来の事前予防にもつながります。そこで、本市が実施している自殺未遂者への支援事業について、救急病院との調整を図り、連携のモデル実施を行うなど、更なる拡充に取り組みます。



#### (4) 自死遺族等を対象とする取組

##### ⑦自死遺族への相談体制の強化及び遺族の自助グループとの連携を図ります

自死遺族の方々においては、身近な人を自殺により亡くしたことから、悲しみ・怒り・不安・空虚感や激しい自責の念に襲われ、様々な心身の問題を抱えることが少なくありません。「こころの健康と自殺対策に関する意識調査」では、自死遺族の方が思いを分かち合うための集い（自死遺族の集い）や、本市こころの健康センターの自死遺族相談窓口の認知度は非常に低い状況にあります。

これらの集いや相談窓口について、今後更に周知を図るとともに、自死遺族相談窓口の体制を強化し、遺族の自助グループ等との連携を図りながら、悲観的状況のケアや支援等の充実に取り組みます。

## 4-5 取組の体系

---

自殺対策の基本的理念や本プランの強化方針及び重点対策を踏まえ、施策領域を国の自殺総合対策大綱における9分類に基づいて分類しています。

### (1) 自殺の実態を明らかにする

自殺に至る原因・動機・背景・経過等について多角的に把握し、自殺予防のための実態解明の調査研究を進める必要があります。本市においても、国等の動向を踏まえ、自殺の実態把握を進めていきます。

### (2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良といった自殺を示すサインを発しています。市民一人ひとりが自殺を示すサインに気づき、自殺予防につながるよう啓発事業を強化します。

### (3) 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

### (4) こころの健康づくりを進める

自殺の原因となる様々なストレスについて、その要因を軽減し適切な対応を図るなど、こころの健康の保持・増進のための職場・地域・学校における体制整備を進めていきます。

### (5) 適切な精神科医療を受けられるようにする

国等の研究によれば、自殺を図った人の直前のこころの健康状態をみると、うつ病等の何らかの精神疾患に罹患しているとされています。また、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等についても、様々な危機要因が重なることにより、自殺のリスクを高めてしまいます。

うつ病等の精神疾患について、早期発見・早期対応が図れるよう、各種啓発活動や精神科医療につなぐ取組を進めていきます。

#### **(6) 社会的な取組で自殺を防ぐ**

自殺の原因には、病気の悩み等の健康問題、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題のほか、介護・看病疲れ等の家族の状況等が複雑に関係しています。

相談・支援体制の整備・充実を図ることにより、十分な社会的支援が受けられるよう取り組んでいきます。

#### **(7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ**

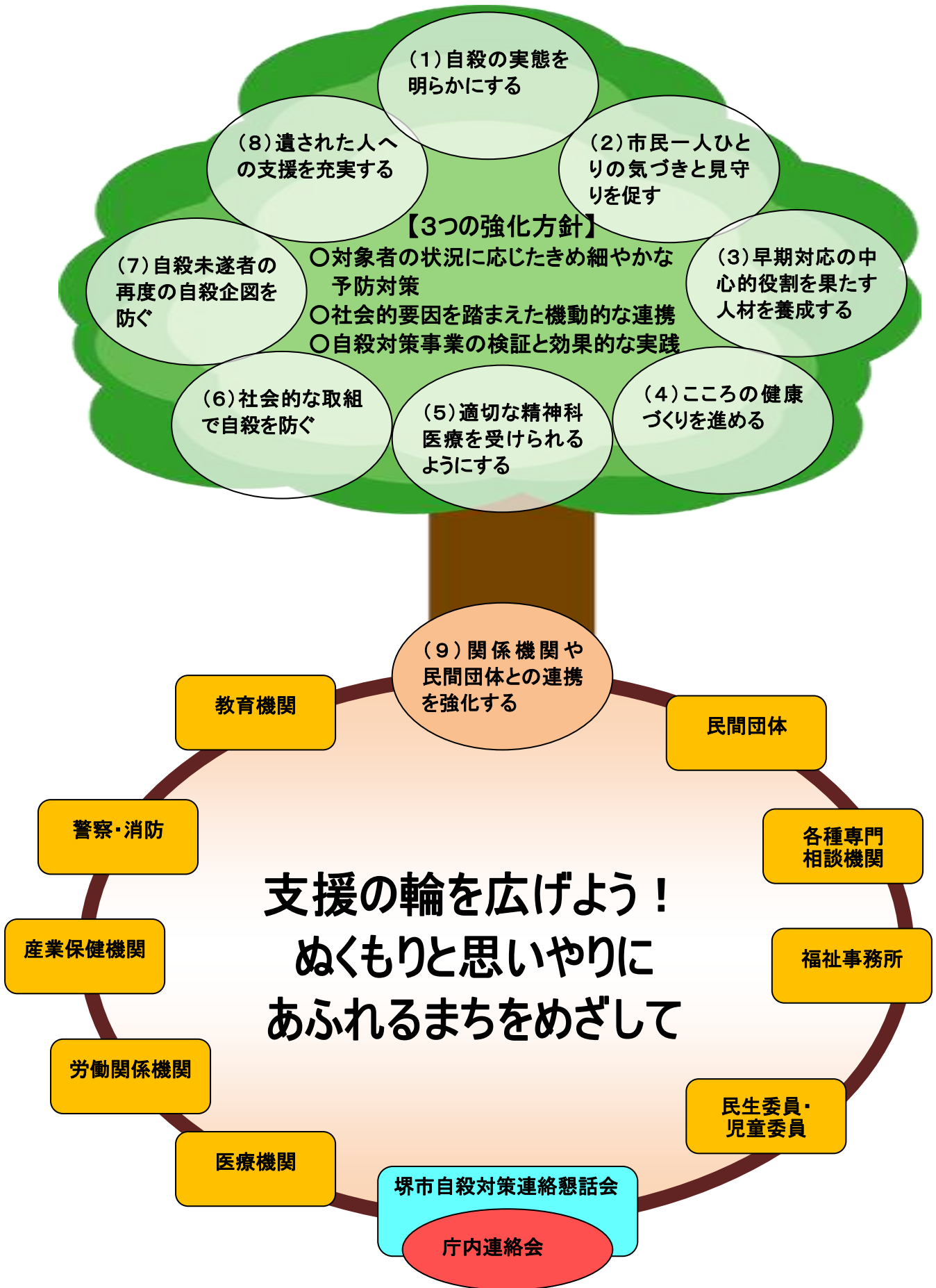
自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、心理的なケアと社会的な支援ができる体制を整備していきます。

#### **(8) 遺された人への支援を充実する**

自死遺族の悲観的状況を少しでも和らげるための取組を進めるとともに、自助グループ等の活動の支援について取り組みます。

#### **(9) 関係機関や民間団体との連携を強化する**

様々な自殺に至る危機要因に対応するため、関係機関や民間団体と連携・協働し取り組んでいきます。





# 支援の輪を広げよう！ ぬくもりと思いやりにあふれるまちをめざして

## 1 自殺の実態を明らかにする

- (1)自殺統計の分析
- (2)情報提供等の充実

## 2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- (1)自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心とした啓発事業の実施
- (2)子どもたちが生きる力をつけることができる教育の実施
- (3)うつ病に関する普及啓発の推進

## 3 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する

- (1)かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- (2)教職員への普及啓発等の実施
- (3)産業保健スタッフの資質向上
- (4)各種相談業務従事者への研修
- (5)様々な分野でのゲートキーパーの養成

## 4 こころの健康づくりを進める

- (1)労働者が相談しやすい環境整備等の職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2)地域のこころの健康相談に関する窓口の充実
- (3)スクールカウンセラー配置等学校における相談体制の充実
- (4)地域等におけるこころの健康づくりの推進

## 5 適切な精神科医療を受けられるようにする

- (1)精神科医療体制の充実
- (2)うつ病受診率の向上
- (3)うつ病スクリーニング事業
- (4)慢性疾患患者等に対する支援
- (5)うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

## 6 社会的な取組で自殺を防ぐ

- (1)地域における各種相談体制の充実
- (2)セーフティネット融資の充実
- (3)経営者の再チャレンジ支援、経営に関する相談体制の整備
- (4)就労や労働問題に関する相談支援
- (5)ひきこもり・ニート状態等の若者の自立支援
- (6)高齢者とその介護者への支援
- (7)児童生徒に対する相談体制の充実

## 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (1)精神科救急医療体制等の充実
- (2)自殺未遂者や家族等身近な人に対する支援

## 8 遺された人への支援を充実する

- (1)自死遺族等の支援
- (2)遺族のための相談窓口一覧や民間団体の連絡先を掲載したパンフレットの作成・配布

## 9 関係機関や民間団体との連携を強化する

- (1)地域における関係機関や民間団体等との連携

## 第5章 各分野の取組

### 5-1 自殺の実態を明らかにする

自殺に至る原因・動機・背景・経過等について多角的に把握し、自殺予防のための実態解明の調査研究を進める必要があります。本市においても、国等の動向を踏まえ、自殺の実態把握を進めていきます。

#### (1) 自殺統計の分析

事業名 取組	①自殺に関する統計資料等に関する分析				
概要	自殺に関する各種統計（人口動態統計、警察庁統計等）について、経年的に把握するとともに、大阪府警本部より毎月の自殺者数について報告を受けることにより、そのリスク要因に関する分析を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

#### (2) 情報提供等の充実

事業名 取組	①本市における自殺の現状等情報提供体制の充実				
概要	人口動態統計及び警察庁統計を活用することにより、本市の自殺の状況を経年的に把握し分析するとともに、毎年状況をホームページ等で公開します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

## 5-2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良といった自殺を示すサインを発しています。市民一人ひとりが自殺を示すサインに気づき、自殺予防につながるよう啓発事業を強化します。

### (1) 自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心とした啓発事業の実施

事業名 取組	<b>①生涯学習まちづくり出前講座</b> (こころの健康講座、簡単うつ病講座、身近な人のこころのSOSに気づいたら)				
概要	市政に対する市民の理解を深めるために行政の取組や施策をメニューにまとめ、市民の要請で市職員が地域に出向き、講座形式で説明を行います。うつ病に対する理解の啓発やこころの健康づくりを目的とした、こころの健康センター担当の「こころの健康講座」「簡単うつ病講座」と、自殺防止の啓発を目的とした精神保健課担当の「身近な人のこころのSOSに気づいたら」の3講座を提供します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	市民生活	生涯学習

事業名 取組	<b>②自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発事業</b>				
概要	「広報さかい」への記事掲載やポスター等の掲示により、自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知に努めます。また、街頭啓発キャンペーンや講演会、啓発パネル展など、集中的な啓発に取り組みます。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>③相談機関一覧(悩み相談)の配布</b>				
概要	各種専門相談機関の情報を掲載した冊子を各機関の窓口等で配布し、相談機関相互の連携と周知を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>④広報メディアの積極的な活用</b>				
概要	ホームページや「広報さかい」など様々な広報媒体や各種マスメディアを積極的に活用して、普及啓発活動を推進します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>⑤自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発</b>				
概要	ストレスの対処法やうつ病等の精神疾患、自殺の問題についての正しい知識を普及するための講演会等を開催し、民間団体等との連携を図りながら、これらに対する理解を深め、偏見をなくす取組を推進します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>⑥自殺防止を呼びかけるポスターの掲示等、直接的に自殺防止の意識を向上させるための取組</b>				
概要	自殺防止を呼びかけるポスターを駅や施設に掲示するとともに、各区役所において懸垂幕の掲揚や啓発パネル展を実施するなど、自殺や自殺関連事象についての正しい知識の普及を推進します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

## (2) 子どもたちが生きる力をつけることができる教育の実施

事業名 取組	<b>①いじめ・暴力防止（CAP）プログラム事業</b>				
概要	子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きるための力を養います。				
主な対象	幼児・児童・生徒	担当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導

事業名 取組	<b>②SAFEプログラム</b>				
概要	「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、子どもの安全と、子ども自身が自ら守るためのスキルを身につけることを目的とする教育プログラムを実施します。				
主な対象	児童・生徒	担当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導

事業名 取組	<b>③「ネットいじめ防止プログラム」実施事業</b>				
概要	市立中学校1年生全学級を対象にIT分野の専門家と教員が協働してパソコンを活用した情報モラル授業を実施するとともに、保護者向けサイト等で家庭での携帯電話利用のルールづくりなど、ネットいじめ防止のための啓発を行います。				
主な対象	教職員	担当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導

事業名 取組	<b>④教育相談事業</b>				
概要	学校教育に必要なカウンセリング技能の習得を図るために、学校カウンセリング中級講座等の教職員に対するトレーニングを実施し、いじめ・不登校の解決や予防に向けて、子どもが命の大切さを実感できる教育の支援を行います。				
主な対象	教職員	担当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	教育センター

### (3) うつ病に関する普及啓発の推進

事業名 取組	<b>①生涯学習まちづくり出前講座 【再掲】</b> (こころの健康講座、簡単うつ病講座、身近な人のこころのSOSに気づいたら)				
概要	市政に対する市民の理解を深めるために行政の取組や施策をメニューにまとめ、市民の要請で市職員が地域に出向き、講座形式で説明を行います。うつ病に対する理解の啓発やこころの健康づくりを目的とした、こころの健康センター担当の「こころの健康講座」「簡単うつ病講座」と、自殺防止の啓発を目的とした精神保健課担当の「身近な人のこころのSOSに気づいたら」の3講座を提供します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	市民生活	生涯学習

事業名 取組	<b>②自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発 【再掲】</b>				
概要	ストレスの対処法やうつ病等の精神疾患、自殺の問題についての正しい知識を普及するための講演会等を開催し、民間団体等との連携を図りながら、これらに対する理解を深め、偏見をなくす取組を推進します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>③自殺対策に関するホームページの充実</b>				
概要	自殺対策のホームページに、自殺の現状、基本認識、うつ病に関する知識、働く人のためのメンタルヘルス対策の情報や各種相談機関の情報等を掲載するなど、ホームページ情報の充実を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>④産後のメンタルヘルス対策</b>				
概要	マタニティブルーや産後うつ病について、母子健康手帳副読本やホームページ等で情報提供を行います。				
主な対象	妊産婦	担当	局	部	課
			子ども青少年	子ども青少年育成	子ども育成

### 5-3 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

#### (1) かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

事業名 取組	①かかりつけ医等心の健康対応力向上研修				
概要	内科医等のかかりつけ医を対象に、うつ病等の精神疾患に関する知識や診断・治療技術を習得し、地域精神科医との連携を推進するための研修を実施します。				
主な対象	医療従事者	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

#### (2) 教職員への普及啓発等の実施

事業名 取組	①教育相談事業（いじめ予防研修）				
概要	教職員を対象に、いじめに関する予防や早期対応ができる指導者を養成するための研修を行い、早期対応の中心的役割を果たす人材を養成します。				
主な対象	教職員	担当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	教育センター

事業名 取組	②情報教育事業				
概要	インターネットや携帯電話の健全な利用、ネットいじめ防止等、児童生徒への情報モラル指導を担う教職員の力量を高めるため、情報モラル指導に係る研修を実施します。				
主な対象	教職員	担当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	教育センター

#### (3) 産業保健スタッフの資質向上

事業名 取組	①職域連携推進事業				
概要	市内の事業所の就労者や労務担当者等を対象に、ストレスの対処法やうつ病に関する知識や復職支援等に関する研修会を開催します。また、各事業所を対象に、啓発リーフレットを配布するなど、事業所でのメンタルヘルス対策を推進します。				
主な対象	就業者	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

#### (4) 各種相談業務従事者への研修

事業名 取組	①相談機関研修				
概要	市内の各専門相談機関に従事している職員に対し、うつ病などの精神疾患や自殺に関する知識等を深めるための研修を行います。				
主な対象	各種専門相談機関 【保健福祉総合センター、教育関係従事者、地域包括支援センター、市民相談担当、消費生活センター等】	担 当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

#### (5) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

事業名 取組	①ゲートキーパー養成事業				
概要	自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図り、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するために、ゲートキーパー養成研修に取り組みます。				
主な対象	相談窓口従事者・医療関係者から地域の見守り支援、民生委員・児童委員など、対象ごとに実施	担 当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

## 5-4 こころの健康づくりを進める

自殺の原因となる様々なストレスについて、その要因を軽減し適切な対応を図るなど、こころの健康の保持・増進のための職場・地域・学校における体制整備を進めていきます。

### (1) 労働者が相談しやすい環境整備等の職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名 取組	①職域連携推進事業 【再掲】				
概要	市内の事業所の就労者や労務担当者等を対象に、ストレスの対処法やうつ病に関する知識や復職支援等に関する研修会を開催します。また、各事業所を対象に、啓発リーフレットを配布するなど、事業所でのメンタルヘルス対策を推進します。				
主な対象	就業者	担 当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

### (2) 地域のこころの健康相談に関する窓口の充実

事業名 取組	①精神保健福祉相談				
概要	精神疾患の早期治療の促進ならびに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、各区の保健センターにおいて、精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を実施し、相談内容に応じて、関係機関等とのネットワークを活用しながら支援を行います。				
主な対象	市民	担 当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	②こころの電話相談				
概要	「こころの健康について不安を感じる」「医療機関や相談機関」「福祉サービスなどが知りたい」など、こころの悩みに関する相談に心理士や精神保健福祉士の専門職員が対応します。				
主な対象	市民	担 当	局	部	課
			健康福祉	健康	こころの健康センター

### (3) スクールカウンセラー配置等学校における相談体制の充実

事業名 取組	①スクールカウンセラー配置事業				
概要	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者を、スクールカウンセラーとして配置し、それらを活用する際の諸問題について調査研究を行うとともに、児童生徒のいじめ問題や不登校、問題行動に対して適切に対応し、こころの健康を維持できるようにします。				
主な対象	児童・生徒・教職員・保護者	担 当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導



#### (4) 地域等におけるこころの健康づくりの推進

事業名 取組	<b>①生涯学習まちづくり出前講座 【再掲】</b> (こころの健康講座、簡単うつ病講座、身近な人のこころのSOSに気づいたら)				
概要	市政に対する市民の理解を深めるために行政の取組や施策をメニューにまとめ、市民の要請で市職員が地域に出向き、講座形式で説明を行います。うつ病に対する理解の啓発やこころの健康づくりを目的とした、こころの健康センター担当の「こころの健康講座」「簡単うつ病講座」と、自殺防止の啓発を目的とした精神保健課担当の「身近な人のこころのSOSに気づいたら」の3講座を提供します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	市民生活	生涯学習

事業名 取組	<b>②健康さかい21 健康支援事業</b>				
概要	各区保健センターの健康情報コーナーや地域等で、健康さかい21のパネル展示やパンフレット、ストレスチェック票等を配布するなど、心身の健康に関する事項について、正しい知識を普及することにより、健康の保持増進を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	健康医療推進

事業名 取組	<b>③精神保健福祉相談 【再掲】</b>				
概要	精神疾患の早期治療の促進ならびに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、各区の保健センターにおいて、精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を実施し、相談内容に応じて、関係機関等とのネットワークを活用しながら適切な支援を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>④自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発【再掲】</b>				
概要	ストレスの対処法やうつ病等の精神疾患、自殺の問題についての正しい知識を普及するための講演会等を開催し、民間団体等との連携を図りながら、これらに対する理解を深め、偏見をなくす取組を推進します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>⑤精神障害者社会復帰グループワーク</b>				
概要	回復途上にある精神障害者が、同じ障害を抱えた人たちと交流することによって「自信」や「生きがい」等を取り戻し、自立や社会参加のきっかけとすることを支援します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	⑥大規模災害等におけるこころのケア				
概要	震災等の大規模災害発生時において、被災者のストレス、こころの健康に関する不安等を軽減するために「こころのケア」に関する相談体制を整備します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

## 5-5 適切な精神科医療を受けられるようにする

国等の研究によれば、自殺を図った人の直前のところの健康状態をみると、うつ病等の何らかの精神疾患に罹患しているとされています。また、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等についても、様々な危機要因が重なることにより、自殺のリスクを高めてしまいます。

うつ病等の精神疾患について、早期発見・早期対応が図れるよう、各種啓発活動や精神科医療につなぐ取組を進めていきます。

### (1) 精神科医療体制の充実

事業名 取組	<b>①精神保健福祉相談【再掲】</b>				
概要	精神疾患の早期治療の促進ならびに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、各区の保健センターにおいて、精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を実施し、相談内容に応じて、関係機関等とのネットワークを活用しながら適切な支援を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健
事業名 取組	<b>②精神障害者 24 時間医療相談事業</b>				
概要	24 時間体制による市民からの精神科の受診・入院等の医療相談に対応し、症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健
事業名 取組	<b>③精神科救急医療体制整備事業</b>				
概要	病院群輪番制による精神科救急医療体制を整備し、平日夜間及び休日は 24 時間体制で精神科救急医療対応を行うことにより、疾患の重篤化の軽減及び適切な医療との連携を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健
事業名 取組	<b>④精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実</b>				
概要	精神科医療従事者に対し、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法などの治療法を普及するための研修会を開催するなど、精神科医療体制の充実を図ります。				
主な対象	医療従事者	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

## (2) うつ病受診率の向上

事業名 取組	<b>①生涯学習まちづくり出前講座 【再掲】</b> (こころの健康講座、簡単うつ病講座、身近な人のこころのSOSに気づいたら)				
概要	市政に対する市民の理解を深めるために行政の取組や施策をメニューにまとめ、市民の要請で市職員が地域に出向き、講座形式で説明を行います。うつ病に対する理解の啓発やこころの健康づくりを目的とした、こころの健康センター担当の「こころの健康講座」「簡単うつ病講座」と、自殺防止の啓発を目的とした精神保健課担当の「身近な人のこころのSOSに気づいたら」の3講座を提供します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	市民生活	生涯学習

事業名 取組	<b>②かかりつけ医等心の健康対応力向上研修【再掲】</b>				
概要	内科医等のかかりつけ医を対象に、うつ病等の精神疾患に関する知識や診断・治療技術を習得し、地域精神科医との連携を推進するための研修を実施します。				
主な対象	医療従事者	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>③精神保健福祉相談 【再掲】</b>				
概要	各区の保健センターにおいて、うつ病等の精神疾患について、診療を受けるにあたっての相談及び調整を行うとともに、必要に応じ精神科医師との相談を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

## (3) うつ病スクリーニング事業

事業名 取組	<b>①産後のメンタルヘルス対策【再掲】</b>				
概要	乳児家庭全戸訪問事業で、産後の育児不安や育児ストレス等を早期に発見し、必要な方に適切な支援を行うことにより、育児負担の軽減に努めます。				
主な対象	産婦	担当	局	部	課
			子ども青少年	子ども青少年育成	子ども育成

## (4) 慢性疾患患者等に対する支援

事業名 取組	<b>①精神障害者社会復帰グループワーク【再掲】</b>				
概要	回復途上にある精神障害者が、同じ障害を抱えた人たちと交流することによって「自信」や「生きがい」等を取り戻し、自立や社会参加のきっかけとすることを支援します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>②精神保健福祉相談【再掲】</b>				
概要	精神疾患の急性期の治療が一段落し、慢性期に移行した精神障害者の社会復帰のための相談支援を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>③「難病患者支援センター」事業</b>				
概要	難病患者及び家族が気軽に集い交流し、療養生活や社会生活などに必要な情報を得るための場として「難病患者支援センター」を運営し、講演会、交流会、ピアカウンセリングを実施するなど、患者交流を中心とした取組を支援します。				
主な対象	難病患者やその家族	担当	局	部	課
			健康福祉	健康部保健所	保健医療

#### (5) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

事業名 取組	<b>①精神保健福祉相談【再掲】</b>				
概要	各区の保健センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症等の精神疾患について、診療を受けるにあたっての相談及び調整を行い、また、必要に応じ精神科医師との相談を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>②薬物依存専門相談事業</b>				
概要	覚せい剤・大麻などの違法薬物の依存症者の孤立化・深刻化を防ぐため、依存状態にある本人及び家族等の相談に応じ、適切な情報提供、他機関との連携等を行います。				
主な対象	薬物依存に悩む市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	こころの健康センター

## 5-6 社会的な取組で自殺を防ぐ

自殺の原因には、病気の悩み等の健康問題、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題のほか介護・看病疲れ等の家族の状況等が複雑に関係しています。

相談・支援体制の整備・充実を図ることにより、十分な社会的支援が受けられるよう取り組んでいきます。

### (1) 地域における各種相談体制の充実

事業名 取組	<b>①法律相談</b>				
概要	弁護士による無料の相談窓口を各区役所に設置。離婚や相続、遺言、債権・債務に係る問題など、市民生活上の法律問題に関する相談を受け、問題解決に向けたきっかけづくりを行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	市民生活	市民人権総務

事業名 取組	<b>②市民相談・人権相談</b>				
概要	市民が気軽に相談できる場として、各区役所に市民相談窓口を設置。日常生活の中で起こる様々な問題（簡易な法的問題を含む）や人権の問題に関する相談に応じ、問題解決のための助言を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	市民生活	市民人権総務

事業名 取組	<b>③犯罪被害者等支援総合相談</b>				
概要	犯罪被害者や家族等が、被害後に直面する様々な悩みに対して相談を実施し、相談内容に応じた支援施策や関係機関の紹介を実施します。				
主な対象	犯罪被害者及び家族等	担当	局	部	課
			市民人権	市民生活	市民協働

事業名 取組	<b>④消費生活相談事業</b>				
概要	消費生活センターにおいて、専門相談員による消費生活相談を行い、消費生活に必要な商品やサービスについての苦情や相談を受け、解決するための適切な助言を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	市民生活	消費生活センター

事業名 取組	<b>⑤女性の悩みの相談</b>				
概要	女性カウンセラーによる女性のための「女性の悩みの相談」（性的マイノリティの方など様々な状況にも対応）。女性が抱える不安や悩みの相談に、フェミニストカウンセラーが女性の視点にたったカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題の解決と回復を支援することを目的として、男女共同参画交流の広場（アミナス北野田）で実施します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	－	男女共同参画推進

事業名 取組	<b>⑥男性の悩みの相談</b>				
概要	男性カウンセラーによる男性のための「男性の悩みの相談」（性的マイノリティの方など様々な状況にも対応）。仕事、家庭、夫婦、生き方、人間関係、心と体のことなど、悩みをひとりで抱え込みがちな男性を対象に、男性カウンセラーがカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題の解決と回復を支援することを目的として実施します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			市民人権	－	男女共同参画推進

事業名 取組	<b>⑦校区ボランティアビューロー設置事業</b>				
概要	地域会館等身近なところで、気軽に地域や福祉に関する情報を入手したり、地域の課題を話し合ったり、悩み事を打ち明けたりできるような「情報交換・相談・集いの拠点」をつくることで人のつながりをつくり、地域力の向上を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	長寿社会	高齢施策推進

事業名 取組	<b>⑧自殺対策に関するホームページの充実 【再掲】</b>				
概要	自殺対策のホームページに、自殺の現状、基本認識、うつ病に関する知識、働く人のためのメンタルヘルス対策の情報や各種相談機関の情報等を掲載するなど、ホームページ情報の充実を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>⑨精神障害者 24 時間医療相談事業 【再掲】</b>				
概要	24 時間体制による市民からの精神科の受診・入院等の医療相談に対応し、症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>⑩精神保健福祉相談【再掲】</b>			
概要	精神疾患の早期治療の促進ならびに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、各区の保健センターにおいて、精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を実施し、相談内容に応じて、関係機関等とのネットワークを活用しながら適切な支援を行います。			
主な対象	市民	担当	局	部
			健康福祉	健康
				精神保健

事業名 取組	<b>⑪相談機関一覧（悩み相談）の配布【再掲】</b>			
概要	各種専門相談機関の情報を掲載した冊子を各機関の窓口等で配布し、相談機関相互の連携と周知を図ります。			
主な対象	市民	担当	局	部
			健康福祉	健康
				精神保健

事業名 取組	<b>⑫いのちの相談支援事業</b>			
概要	警察署や消防局（救急隊）の協力のもと、自殺未遂者もしくはその家族に対し、自殺未遂に至った悩みの原因を整理し、電話・来所・訪問など、継続的な相談支援を実施するとともに、必要に応じて関係機関の相談窓口への同行を行うなど、再度の自殺企図を防ぐための相談支援を推進します。また、救急病院との連携のモデル実施を行うなど、更なる拡充に取り組みます。			
主な対象	市民	担当	局	部
			健康福祉	健康
				精神保健

事業名 取組	<b>⑬相談機関ネットワークの充実</b>			
概要	研修会や相談機関一覧冊子などを積極的に活用することにより、相談機関同士の連携を促進し、多種多様な悩みを持った人を適切な相談機関につなげるための取組を推進します。			
主な対象	市民	担当	局	部
			健康福祉	健康
				精神保健

事業名 取組	<b>⑭ひきこもり専門相談・専門外来事業</b>			
概要	ひきこもり状態で悩む本人及び家族等の孤立化・深刻化を防ぐため、精神保健福祉士、心理士、保健師等の専門職による相談及び精神科医による診療を行うことで、ひきこもりの背景と問題の整理を行うとともに、適切なグループワーク、家族教室等の支援を実施や、他機関との連携、情報提供等を行います。			
主な対象	市民	担当	局	部
			健康福祉	健康
				こころの健康センター



事業名 取組	<b>⑮ひきこもり地域支援センター事業</b>				
概要	ひきこもりで悩む本人、家族等の孤立化、問題の長期化を防ぐため、こころの健康センター内に「ひきこもり地域支援センター（成人期）」を設置し、ひきこもり問題に関する普及啓発及び専門回線による電話相談を実施するとともに、各関係機関のネットワーク強化及び研修の実施による支援体制の整備を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	こころの健康センター

事業名 取組	<b>⑯女性相談事業</b>				
概要	各区の保健福祉総合センター・子育て支援室（地域福祉課）に女性相談員を配置し、女性の様々な悩みに対して相談・指導・助言を行い、必要に応じて、堺市配偶者暴力相談支援センターや大阪府女性相談センター・警察等関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。				
主な対象	女性	担当	局	部	課
			子ども青少年	子ども青少年育成	子ども家庭

事業名 取組	<b>⑰母子相談事業</b>				
概要	各区の保健福祉相談センター・子育て支援室（地域福祉課）に母子自立支援員を配置し、必要に応じて各種相談員や保健センター等の関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母親や寡婦に対する相談・指導・助言を行います。				
主な対象	母子家庭等	担当	局	部	課
			子ども青少年	子ども青少年育成	子ども家庭

事業名 取組	<b>⑱家庭児童相談室における相談事業</b>				
概要	各区の保健福祉総合センター・子育て支援室（地域福祉課）に家庭児童相談室を設置し、18歳未満の児童に関する諸問題（養護・非行・虐待・障害・健全育成等）について、相談・指導・助言を行い、必要に応じて、子ども相談所や教育委員会等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。				
主な対象	18歳未満の児童	担当	局	部	課
			子ども青少年	子ども青少年育成	子ども家庭

事業名 取組	<b>⑲堺市配偶者暴力相談支援センター（女性相談事業【再掲】）</b>				
概要	専門相談員が配偶者等からの暴力（DV）について相談を受け、適切な支援機関などを紹介したり、自立を支援するための制度・一時保護施設等の利用・保護命令制度の利用などについての情報提供、助言、連絡調整など、各区女性相談員、大阪府女性相談センター・警察等関係機関と連携して支援を行います。				
主な対象	DV被害者等	担当	局	部	課
			子ども青少年	子ども青少年育成	子ども家庭

事業名 取組	<b>㉑子ども相談所（児童相談所）</b>				
概要	18歳未満の児童に関するあらゆる問題（養護・非行・虐待・障害・健全育成等）について相談、調査、判定、指導、措置等を行います。また、児童の状況により各種相談機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。				
主な対象	18歳未満の児童	担当	局	部	課
			子ども青少年	子ども青少年育成	子ども家庭

事業名 取組	<b>㉒いのちの相談支援事業との連携</b>				
概要	消防局（救急隊）で取り扱った自損事故事案で、自殺未遂者又は、その家族が相談支援事業による相談を希望した場合、リーフレットを配布し、精神保健課内の専門の相談窓口（いのちの応援係）を紹介します。また、消防局から健康福祉局への情報提供に本人又はその家族の同意があった場合、情報提供を行い連携を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			消防	警防	救急

事業名 取組	<b>㉓女性センター相談</b>				
概要	市民のセーフティネットとして女性差別をはじめとする人権に関する各種相談を実施し、男女共同参画社会の実現を図ります。相談内容に応じて、各種関係機関と連携をとり解決にあたりるとともに、必要に応じて弁護士相談を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			教育委員会事務	地域教育支援	女性センター

## （２）セーフティネット融資の充実

事業名 取組	<b>①中小企業金融対策</b>				
概要	民間金融機関からの資金調達が困難な事業者に対し、セーフティネット融資を中心とした融資制度を実施します。				
主な対象	中小企業等	担当	局	部	課
			産業振興	商工労働	ものづくり支援

## （３）経営者の再チャレンジ支援、経営に関する相談体制の整備

事業名 取組	<b>①経営相談事業</b>				
概要	堺商工会議所に、税務・経理・事業承継・法律・労務管理等に関する相談窓口を設置し、中小企業者の経営に関する諸問題の解決を行います。				
主な対象	中小企業等	担当	局	部	課
			産業振興	商工労働	商業流通

#### (4) 就労や労働問題に関する相談支援

事業名 取組	<b>①労働相談事業</b>			
概要	労働者及び使用者等を対象に、労働条件その他労働契約上で生じた労働問題に対し、専門の労働相談員が助言を行い、必要に応じて専門機関への紹介を実施します。			
主な対象	労働者	担当	局	部
			産業振興	商工労働
				雇用推進

事業名 取組	<b>②さかいJOBステーション事業</b>			
概要	就職支援を目的として、キャリアカウンセリング、情報提供、就業意識醸成セミナー、職業能力開発、広報活動、地域の産労学官等との連携事業、地元企業との交流イベント等を実施し、若年者や出産・育児等で離職した女性等を対象に適切な職業選択や職業意識の醸成、就職率のアップ、フリーター化の防止、就職後の定着率の向上を図ります。			
主な対象	若年者・女性	担当	局	部
			産業振興	商工労働
				雇用推進

事業名 取組	<b>③地域就労支援事業</b>			
概要	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者等で働く意欲がありながら、様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者等を対象に、就労相談事業や職業能力開発事業を行います。			
主な対象	就職困難者	担当	局	部
			産業振興	商工労働
				雇用推進

#### (5) ひきこもり・ニート状態等の若者の自立支援

事業名 取組	<b>①ひきこもり専門相談・専門外来事業【再掲】</b>			
概要	ひきこもり状態で悩む本人及び家族等の孤立化・深刻化を防ぐため、精神保健福祉士、心理士、保健師等の専門職による相談及び精神科医による診療を行うことで、ひきこもりの背景と問題の整理を行うとともに、適切なグループワーク、家族教室等の支援の実施や、他機関との連携、情報提供等を行います。			
主な対象	市民	担当	局	部
			健康福祉	健康
				こころの健康センター

事業名 取組	<b>②ひきこもり地域支援センター事業【再掲】</b>			
概要	ひきこもりで悩む本人、家族等の孤立化、問題の長期化を防ぐため、こころの健康センター内に「ひきこもり地域支援センター（成人期）」を設置し、ひきこもり問題に関する普及啓発及び専門回線による電話相談を実施するとともに、各関係機関のネットワーク強化及び研修の実施による支援体制の整備を行います。			
主な対象	市民	担当	局	部
			健康福祉	健康
				こころの健康センター

事業名 取組	<b>③堺市ユースサポートセンター事業</b>				
概要	ひきこもり、不登校、ニート、非行など困難を抱える子ども青少年及びその保護者からの総合相談窓口と、また自立に向けた支援プログラムやセミナーの開催、居場所づくりなどを行います。				
主な対象	39歳以下の子ども・若者とその保護者	担 当	局	部	課
			子ども青少年	子ども青少年育成	子ども家庭

## (6) 高齢者とその介護者への支援

事業名 取組	<b>①就労的生きがいづくり活動実施支援事業</b>				
概要	高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりと就労を結びつけた活動を支援するため、相談員による助言やコーディネーターの派遣をしています。また活動場所の整備について助成を行います。				
主な対象	高齢者	担 当	局	部	課
			健康福祉	長寿社会	高齢施策推進

事業名 取組	<b>②高齢者社会参加促進事業</b>				
概要	市内在住の高齢者の外出のきっかけをつくり、社会参加の促進を図ることを目的としています。この事業は、市内各郵便局において65歳以上の方に「おでかけ応援バスカード」を発行し、それを提示することで月6回（5・10・15・20・25・30）、市内を走る路線バス（南海バス、近鉄バス）を、1乗車100円の運賃で利用できるものです。				
主な対象	高齢者	担 当	局	部	課
			健康福祉	長寿社会	高齢施策推進

事業名 取組	<b>③高齢者保健福祉月間</b>				
概要	9月を「高齢者保健福祉月間」とし、高齢者の生きがいづくり、健康保持や向上を図るための取組を進めます。				
主な対象	高齢者	担 当	局	部	課
			健康福祉	長寿社会	高齢施策推進

事業名 取組	<b>④特定高齢者訪問指導事業</b>				
概要	特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等の恐れがある高齢者を対象に、保健師・看護師がその方の居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施します。				
主な対象	高齢者	担 当	局	部	課
			健康福祉	長寿社会	高齢施策推進

事業名 取組	<b>⑤高齢者総合相談支援業務</b>				
概要	地域包括支援センターで、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため必要な援助を行うために高齢者総合相談支援業務を行います。こころの健康に不安のある高齢者については、保健センター等関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。				
主な対象	高齢者	担 当	局	部	課
			健康福祉	長寿社会	高齢施策推進

事業名 取組	<b>⑥精神保健福祉相談 【再掲】</b>				
概要	認知症や老人性精神疾患の早期治療の促進ならびに、精神障害者の社会参加及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、各区の保健センターにおいて、精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を実施し、関係機関等とのネットワークを活用しながら、相談内容に応じた適切な支援を行います。				
主な対象	市民	担 当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

### (7) 児童生徒に対する相談体制の充実

事業名 取組	<b>①スクールサポートチーム派遣事業</b>				
概要	学級崩壊、問題行動及びいじめ・不登校など、学校の喫緊の課題に対し、緊急・集中的にスクールサポートチームを派遣し、問題の早期解決を図ります。				
主な対象	児童・生徒・教職員・保護者	担 当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導

事業名 取組	<b>②スクールカウンセラー配置事業【再掲】</b>				
概要	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者を、スクールカウンセラーとして配置し、それらを活用する際の諸問題について調査研究を行うとともに、児童生徒のいじめ問題や不登校、問題行動に対して適切に対応し、こころの健康を維持できるようにします。				
主な対象	児童・生徒・教職員・保護者	担 当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導

事業名 取組	<b>③生徒指導アシスタント</b>				
概要	児童生徒の悩みなどを聞き、学校生活におけるストレスを和らげ、こころのゆとりを持てる学校環境の整備のため、教職員を補助する生徒指導アシスタントを小中学校に配置します。				
主な対象	児童・生徒	担 当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導

事業名 取組	<b>④スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業</b>				
概要	児童生徒を取り巻く諸問題の解決のため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークを活用し、児童生徒に対して様々な支援を行います。				
主な対象	児童・生徒・教職員・保護者	担当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導

事業名 取組	<b>⑤教育相談事業（こころホーン）</b>				
概要	教育センターにおいて24時間受付の電話による教育相談の体制をとることで、不安を抱える子どもや保護者を支援し、関係機関との連携を図りながら緊急対応をとることにより、ケアを図ります。				
主な対象	児童・生徒・教職員・保護者	担当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	教育センター

## 5-7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者は、自殺未遂を繰り返すうちに、自殺に至ってしまう恐れがあります。自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、心理的なケアと社会的な支援ができる体制を整備していきます。

### (1) 精神科救急医療体制等の充実

事業名 取組	<b>①精神科救急医療体制整備事業【再掲】</b>				
概要	病院群輪番制による精神科救急医療体制を整備し、平日夜間及び休日は24時間体制で精神科救急医療対応を行うことにより、疾患の重篤化の軽減及び適切な医療との連携を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

### (2) 自殺未遂者や家族等身近な人に対する支援

事業名 取組	<b>①いのちの相談支援事業【再掲】</b>				
概要	警察署や消防局（救急隊）の協力のもと、自殺未遂者もしくはその家族に対し、自殺未遂に至った悩みの原因を整理し、電話・来所・訪問など、継続的な相談支援を実施するとともに、必要に応じて関係機関の相談窓口への同行を行うなど、再度の自殺企図を防ぐための相談支援を推進します。また、救急病院との連携のモデル実施を行うなど、更なる拡充に取り組みます。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>②精神障害者24時間医療相談事業【再掲】</b>				
概要	24時間体制による市民からの精神科の受診・入院等の医療相談に対応し、症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>③精神保健福祉相談【再掲】</b>				
概要	精神疾患の早期治療の促進ならびに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、各区の保健センターにおいて、精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を実施し、相談内容に応じて、関係機関等とのネットワークを活用しながら適切な支援を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	④いのちの相談支援事業との連携【再掲】				
概要	消防局（救急隊）で取り扱った自損事故事案で、自殺未遂者又は、その家族が相談支援事業による相談を希望した場合、リーフレットを配布し、精神保健課内の専門の相談窓口（いのちの応援係）を紹介します。また、消防局から健康福祉局への情報提供に本人又はその家族の同意があった場合、情報提供を行い連携を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			消防	警防	救急



## 5-8 遺された人への支援を充実する

自死遺族の悲観的状況を少しでも和らげるための取組を進めるとともに、自助グループ等の活動の支援について取り組みます。

### (1) 自死遺族等の支援

事業名 取組	①遺族のための自助グループ等との連携や支援			
概要	分かち合いの会等遺族のための自助グループとの連携を図ることにより、遺族等のこころの悲しみや傷の回復に寄与していきます。また、分かち合いの会の周知を図るなど、その活動を支援します。			
主な対象	市民	担 当	局	部
			健康福祉	健康

事業名 取組	②自死遺族相談支援事業			
概要	自死遺族等を対象に、遺族の悲観的状況のケア及び社会復帰の支援、二次的な自殺を防止するために相談支援事業を実施します。			
主な対象	市民	担 当	局	部
			健康福祉	健康

### (2) 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の連絡先を掲載したパンフレットの作成・配布

事業名 取組	①遺族のための情報提供の推進			
概要	遺族のための相談窓口や民間団体の連絡先等を掲載したパンフレットを遺族と接する機会が多い警察や相談窓口等で配布するなど、情報提供を推進します。			
主な対象	市民	担 当	局	部
			健康福祉	健康

## 5-9 関係機関や民間団体との連携を強化する

様々な自殺に至る危機要因に対応するため、関係機関や民間団体と連携・協働し取り組んでいきます。

### (1) 地域における関係機関や民間団体との連携

事業名 取組	<b>①精神保健福祉相談 【再掲】</b>				
概要	精神疾患の早期治療の促進ならびに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、各区の保健センターにおいて、精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を実施し、相談内容に応じて、関係機関等とのネットワークを活用しながら適切な支援を行います。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健
事業名 取組	<b>②自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発 【再掲】</b>				
概要	ストレスの対処法やうつ病等の精神疾患、自殺の問題についての正しい知識を普及するための講演会等を開催し、民間団体等との連携を図りながら、これらに対する理解を深め、偏見をなくす取組を推進します。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健
事業名 取組	<b>③相談機関一覧（悩み相談）の配布 【再掲】</b>				
概要	各種専門相談機関の情報を掲載した冊子を各機関の窓口等で配布し、相談機関相互の連携と周知を図ります。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健
事業名 取組	<b>④大阪府自殺対策審議会への参画や大阪府・大阪市等との広域的な連携</b>				
概要	大阪府自殺対策審議会に参画するとともに、大阪府・大阪市等関係自治体と広域的に連携し、普及啓発等を行っていくことにより、効果的な自殺対策を推進していきます。				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健
事業名 取組	<b>⑤いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会への参画や全国自治体との連携</b>				
概要	「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会」へ参画し、情報や意見を交換しながら対策を検討し、効果的な先進事例については本市に取り入れるなど、全国自治体との連携を図ります				
主な対象	市民	担当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>⑥遺族のための自助グループ等との連携や支援【再掲】</b>				
概要	分かち合いの会等遺族のための自助グループとの連携を図ることにより、遺族等のごころの悲しみや傷の回復に寄与していきます。また、分かち合いの会の周知を図るなど、その活動を支援します。				
主な対象	市民	担 当	局	部	課
			健康福祉	健康	精神保健

事業名 取組	<b>⑦スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業【再掲】</b>				
概要	児童生徒を取り巻く諸問題の解決のため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークを活用し、児童生徒に対して様々な支援を行います。				
主な対象	児童・生徒・教職員・保護者	担 当	局	部	課
			教育委員会事務	学校教育	生徒指導

## 第 6 章 推進体制

### 6-1 推進主体の基本的役割

自殺対策においては、健康福祉局、市民人権局、子ども青少年局、産業振興局、各区役所、消防局、教育委員会事務局など、多くの行政組織が関係してきます。強化プランの実効性を高め、総合的に推進していくために、庁内関係課による「庁内連絡会」を中心として、各分野の連携により、強化プランに基づく取組を推進します。また、「堺市自殺対策連絡懇話会」の意見を聴取し、自殺を取り巻く社会状況の変化をとらえながら柔軟性のある施策を推進します。

#### (1) 堺市自殺対策連絡懇話会

本市における自殺対策を実施するにあたり、医師、学識経験者等から専門的な意見を聴取するため、平成 19 年 4 月に「堺市自殺対策連絡懇話会」を設置しました。「堺市自殺対策連絡懇話会」において専門的見地による意見をいただきながら、本市の自殺対策について引き続き検討します。

#### (2) 堺市自殺対策庁内連絡会

自殺対策においては、健康、福祉、教育、労働、消防など、各分野との協働による一体的な取組が必要であるため、平成 18 年 10 月に「堺市自殺対策庁内連絡会」を設置しました。今後とも庁内横断的な部局間の連携を図り、取組を推進します。

### 6-2 強化プランの進捗管理

各事業の実施状況を毎年把握し、「堺市自殺対策連絡懇話会」及び「堺市自殺対策庁内連絡会」において、強化プランの進捗状況の確認及び評価を行います。また、評価を踏まえた事業の見直しと改善に努めます。



# 資 料 編

---



# 1 こころの健康と自殺対策に関する意識調査結果

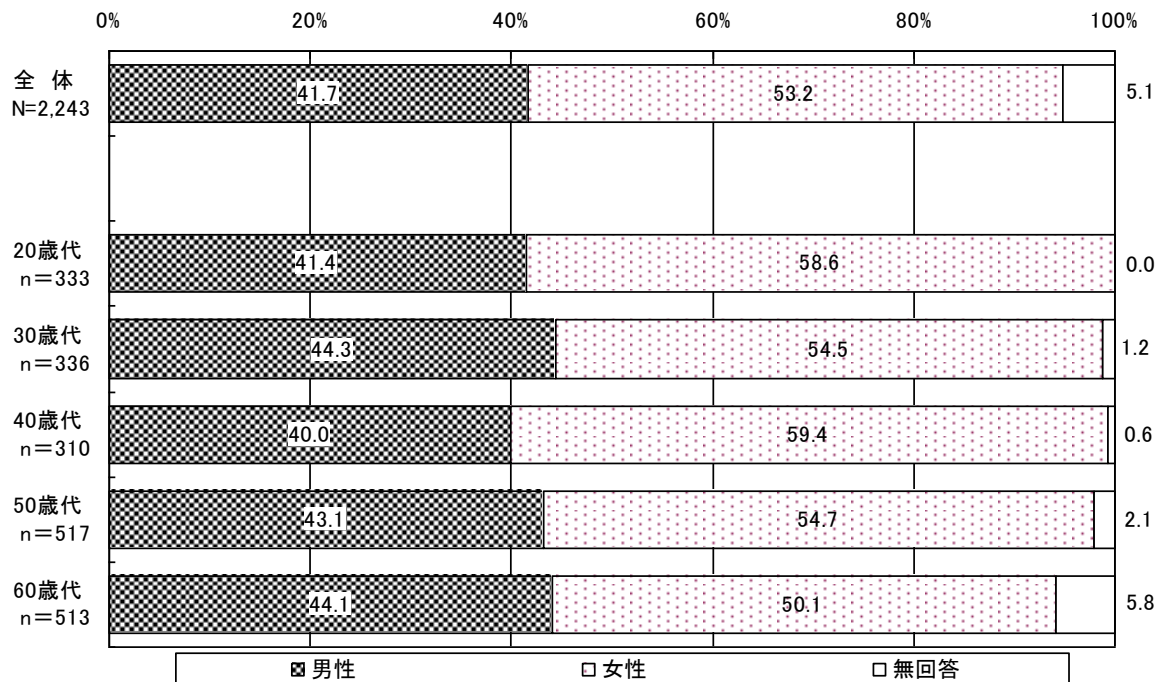
## 集計結果の表記方法

- 1 「N」は質問に対する無回答を含む集計対象総数で、割合算出の基準となる票数。「N」は全体（有効票数）で、「n」は限定設問やクロス集計等で、対象者を条件設定して集計した母数（基準となる票数）を示す。
- 2 グラフや表の割合は百分率（%）により小数点第2位以下を四捨五入しているため、1人の回答者が1つの回答をする設問（※「1つに〇」）では、100.0%とならない場合がある。
- 3 1人の回答者が2つ以上の回答をする設問（※「〇はいくつでも」や「〇は3つまで」等）は、回答者数に対する割合を表記しているため、100.0%を超えている。また、表中の「全体」は回答者数（限定設問の場合は、非該当を除く回答者数）を表記している。
- 4 クロス集計表の表側（分類層）は無回答を除いているため、各層の実数（n）と集計対象総数（N）が一致しないことがある。

## 1-1 あなた自身やご家族について

問1 あなた(封筒のあて名のご本人)の性別はどちらですか。(1つに〇)

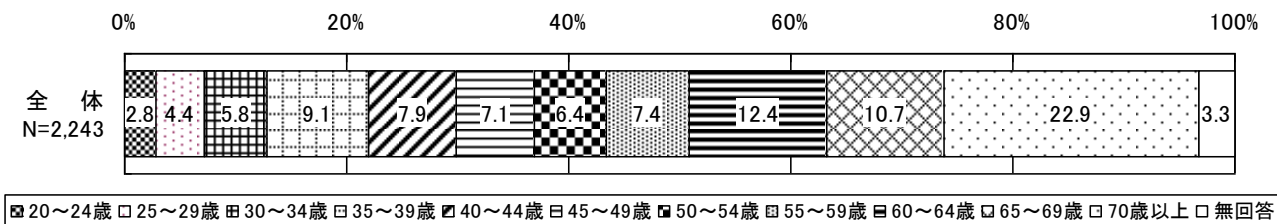
・配布した調査票は男女ともに同数であるが、回答者は各年齢ともに女性の割合が高い。





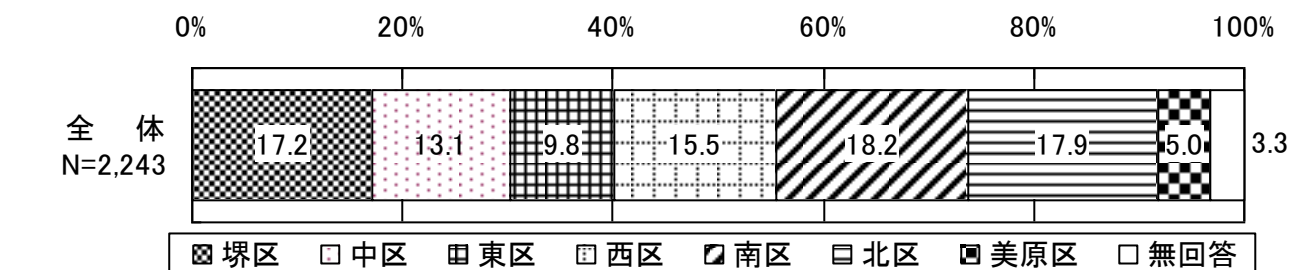
問2 平成24年5月1日現在のあなたの年齢はおいくつですか。(1つに○)

・60歳以上が半数弱を占めている。



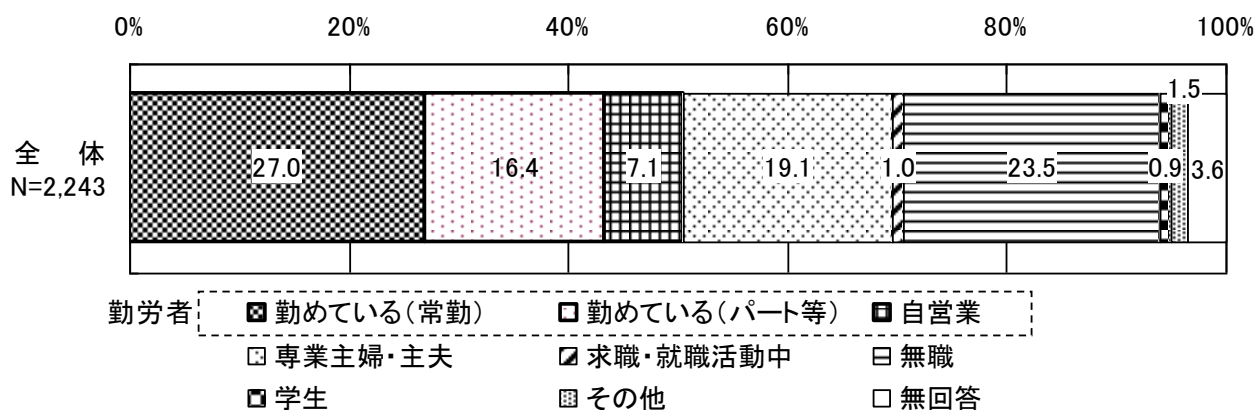
問3 あなたのお住まいは何区ですか。(1つに○)

・各区とも配布票数（割合）と回答者の割合が同程度となっている。



問4 あなたは次のどれにあてはまりますか。(主なもの1つに○)

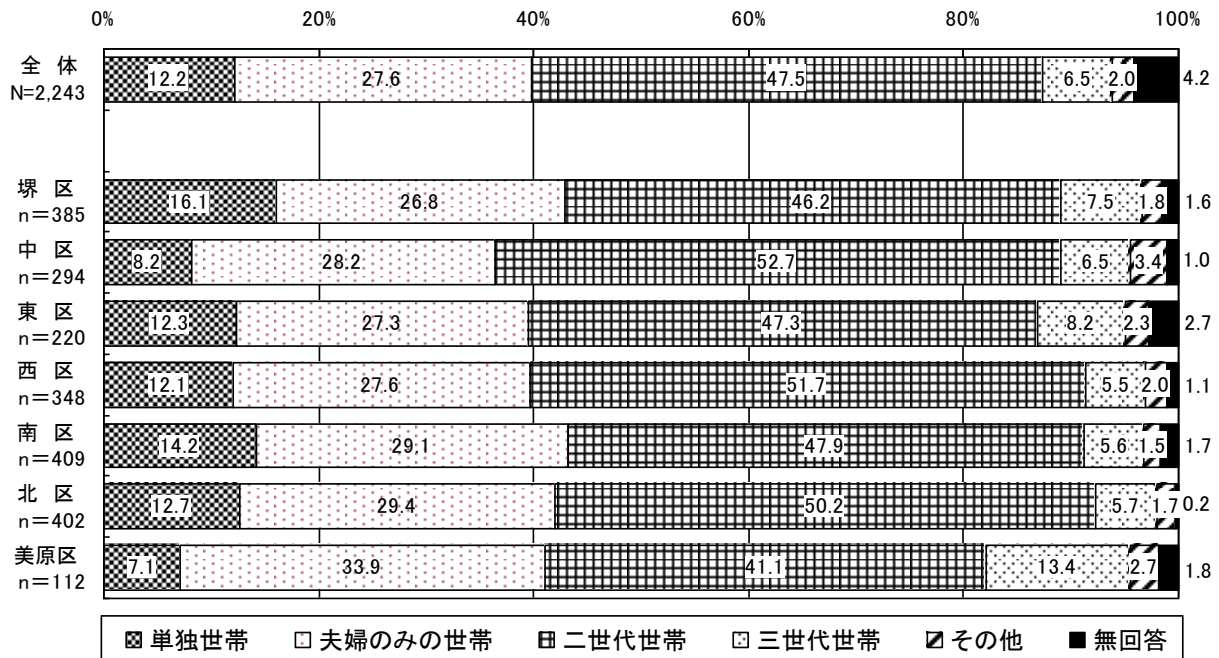
・勤労者（「勤めている（常勤）」「勤めている（パート等）」「自営業」）が半数。



問5 あなたの家族構成を教えてください。(1つに○)

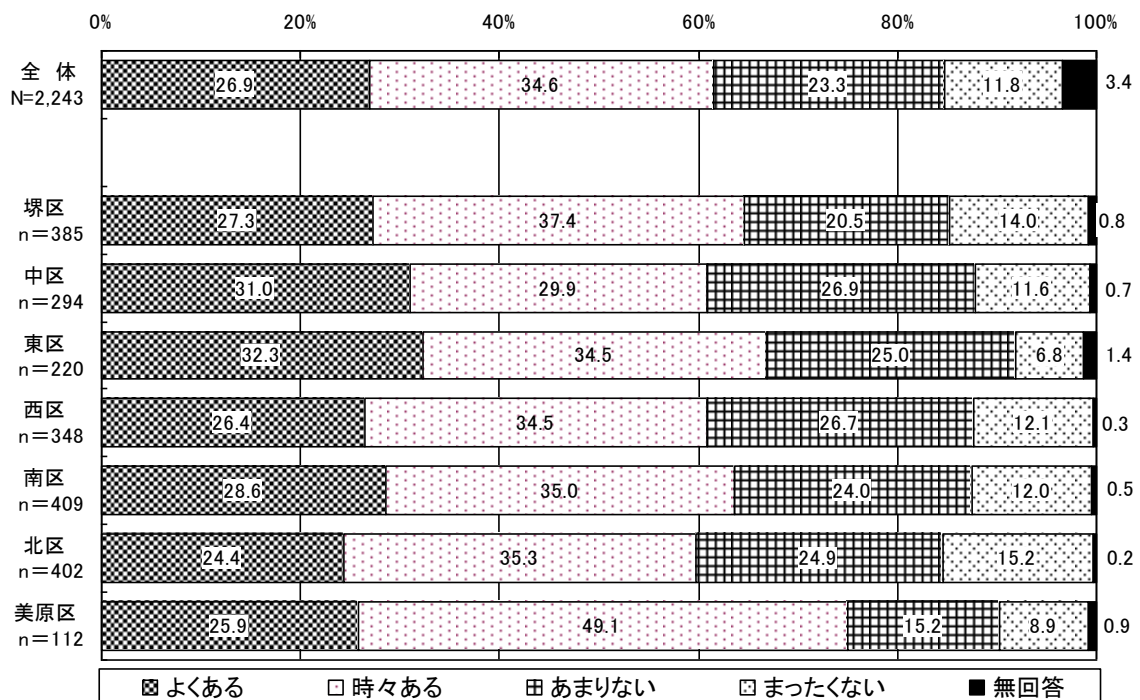
(1)同居している方はどなたですか。(あてはまるもの全てに○)

- 「二世世代世帯」(本人と子、本人と親等)の割合が高い。
- 「単身世帯」を区別にみると、堺区での割合が高く、美原区が低い。



問6 あなたは、地域の人と話をしたり、交流する機会がありますか。(1つに○)

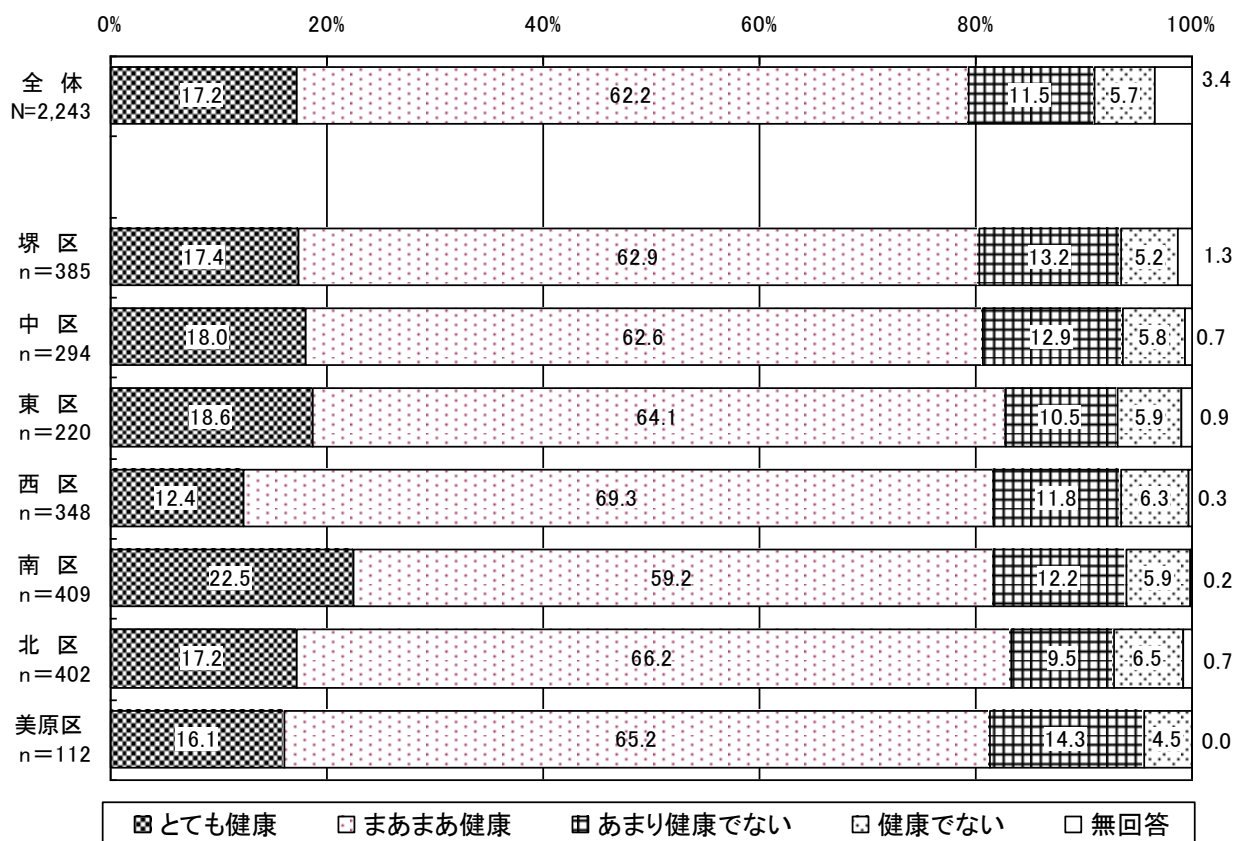
- 「よくある」「時々ある」を合わせた割合は6割強。
- 区別にみると、「よくある」割合は東区で高く、「よくある」と「時々ある」を合わせた割合は美原区が高い。



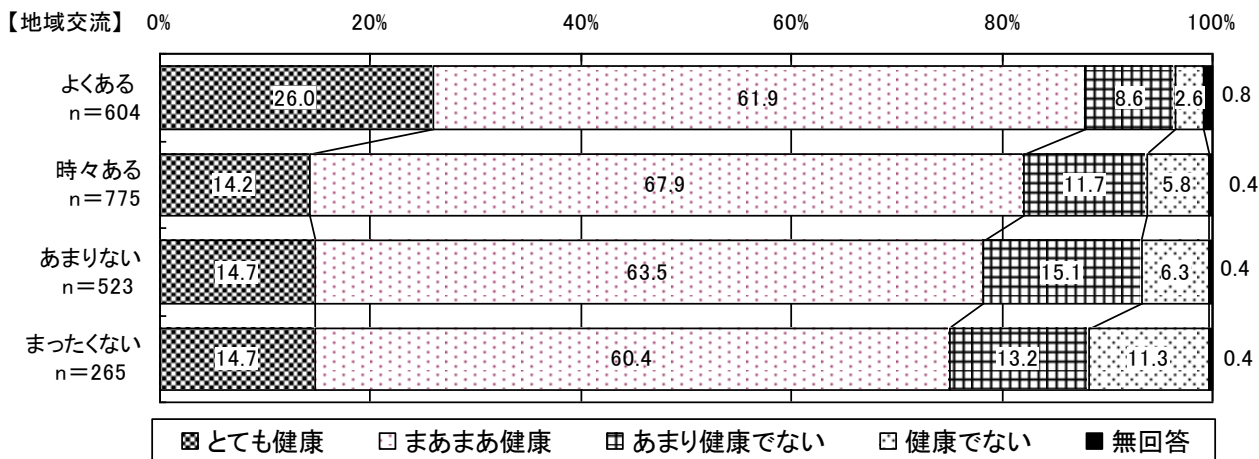
## 1-2 健康、睡眠、アルコール飲料の摂取について

問7 現在、あなたは健康ですか。(1つに〇)

- 健康な(「とても健康」「まあまあ健康」を含む)割合は8割弱。
- 健康な割合は各区とも大きな違いはみられないが、「とても健康」は南区で高く、西区で低い。

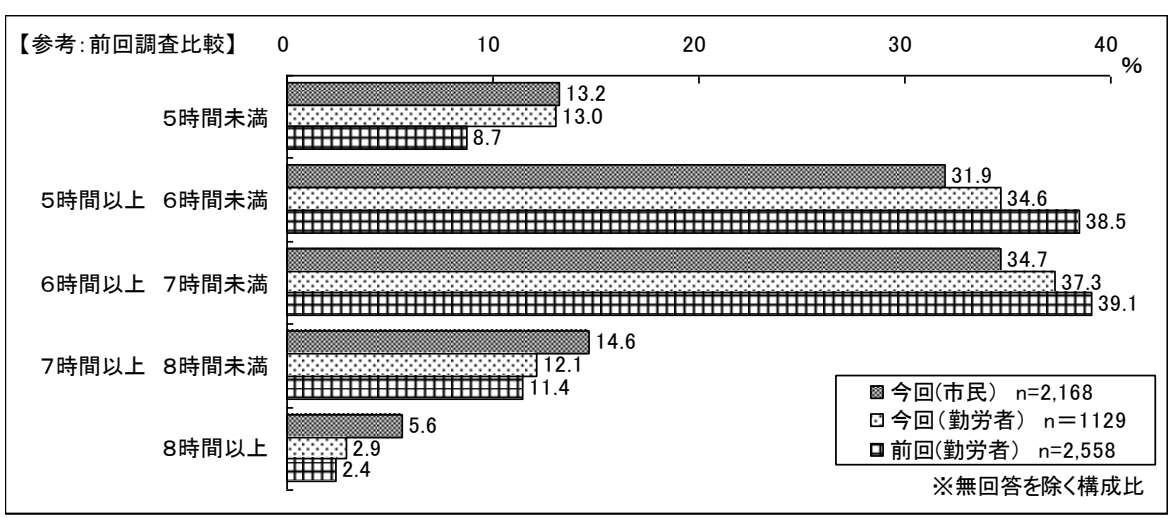
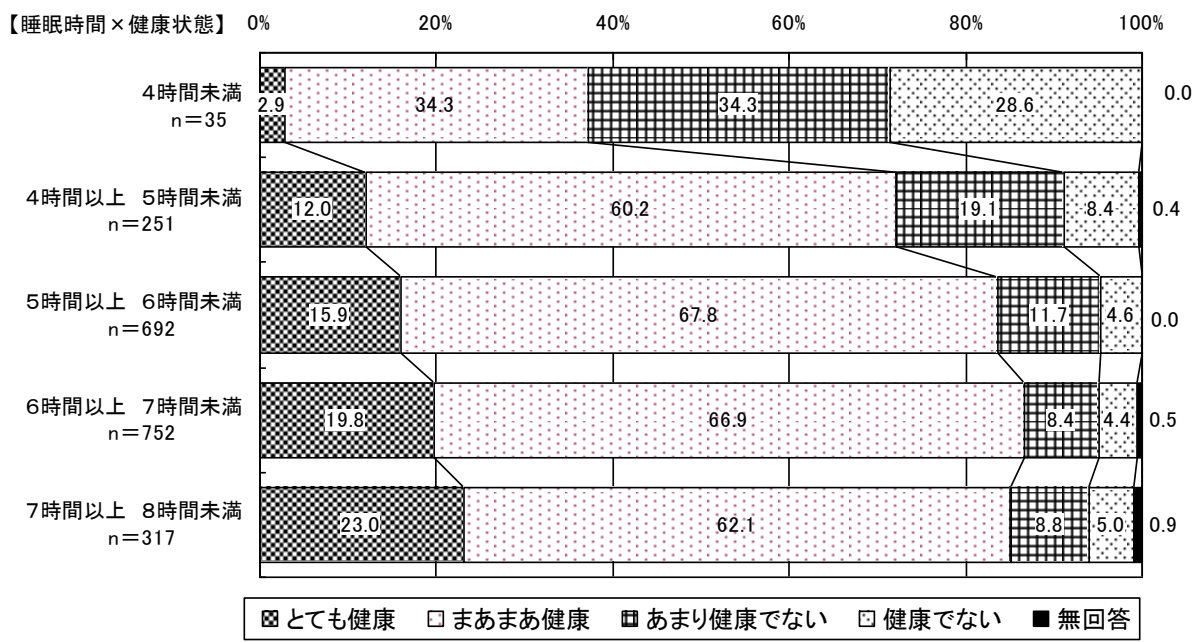
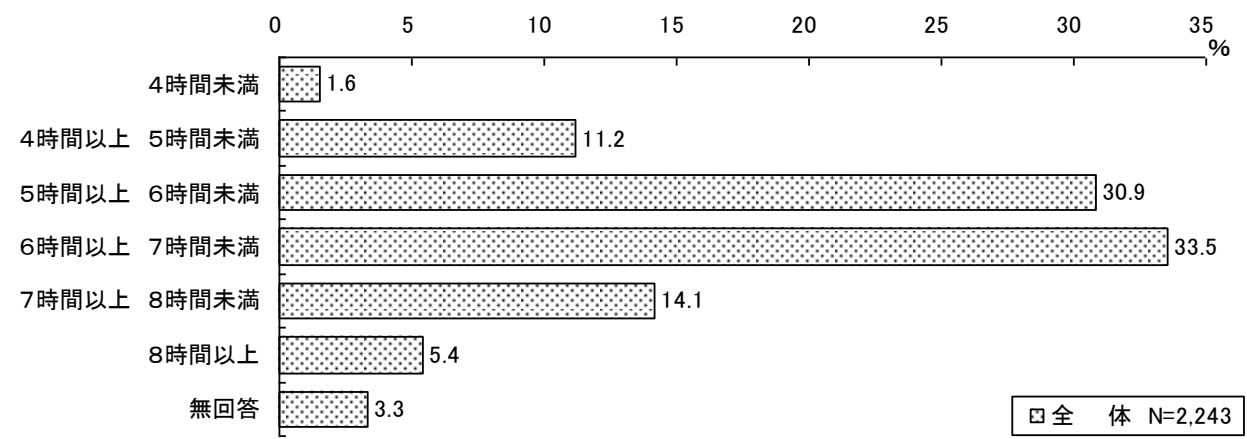


- 問6で地域交流が「よくある」と回答した人は、「とても健康」の割合が高い。
- 地域交流があるほど、健康な割合(「とても健康」「まあまあ健康」)が高い。



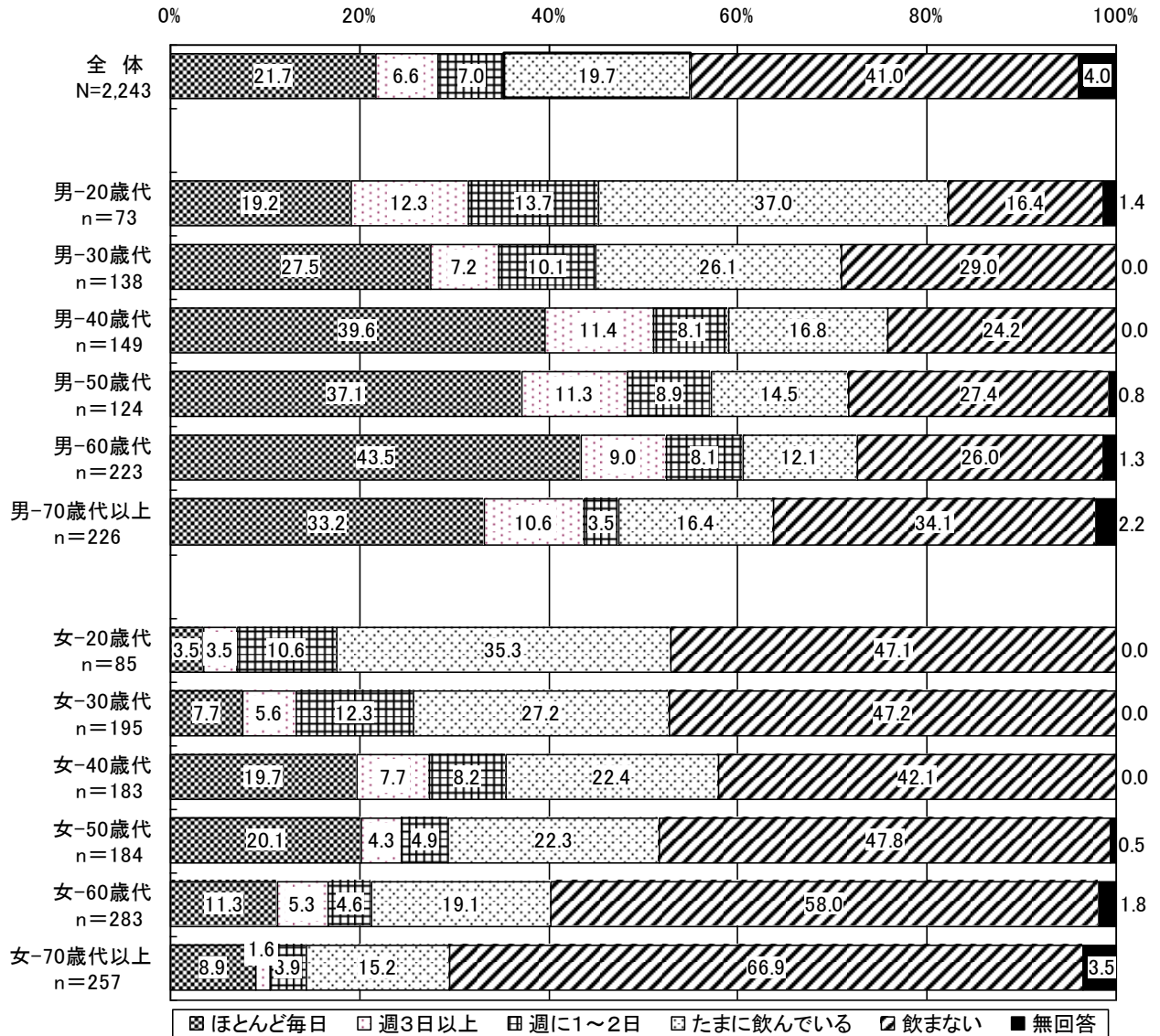
問 8 この1か月間の1日当たりの平均睡眠時間はどれくらいですか。(1つに○)

- 睡眠時間は「6時間以上7時間未満」「5時間以上6時間未満」の割合が高い。
- 睡眠時間が短い人ほど、問7で健康でない（「あまり健康でない」又は「健康でない」と回答している割合が高く、特に4時間未満では6割強と高い。



問9 この1か月間、日本酒やビールなどのアルコール飲料を飲まれていますか。(1つに○)

- ・アルコール飲料を飲んでいる人は6割弱。
- ・「ほとんど毎日飲んでいる」割合は、飲まない人も含めた全体で2割強。性別・年齢別にみると、男性40歳代～60歳代での割合が高い。



【前回調査比較】

